

市県民税と所得税の申告はお早めに

所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます

申告相談会場	問合せ先	申告相談日	受付上限人数(目安)
本庁舎 1階：多目的ルーム	☎65-6524	2月16日(木) ～3月15日(水)	80人/日
北部振興局 2階：第1・2会議室	☎82-5901		65人/日
びわ支所 2階：サークル活動室	☎72-3221	2月20日(月)～21日(火)	80人/日
虎姫支所 1階：会議室	☎73-3001	2月22日(水)～23日(木)	80人/日
高月支所 3階：会議室	☎85-3111	2月24日(金)～28日(火)	65人/日
湖北支所 1階：会議室	☎78-1001	3月1日(水)～3日(金)	65人/日
浅井支所 3階：大会議室	☎74-3020	3月6日(月)～8日(水)	65人/日
西浅井支所 2階：視聴覚室	☎89-1121	3月9日(木)～10日(金)	50人/日
余呉支所 1階：会議室	☎86-3221	3月13日(月)～14日(火)	50人/日

受付時間 8時30分～11時、13時～16時(土日は除く)

※相談者が集中した場合は、受付時間内でも受付を終了させていただきます。

※申告等の相談は、上記会場でのみ受け付けます。会場は変更になる場合があります。

- ◆申告相談内容
- 申告相談することができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。
- ◆申告に必要なもの
- ① 申告書(税務課または税務署から送付された書類)
 - ② 印鑑
 - ③ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のうち1つ
 - ④ 身分証明書(運転免許証など)
- ※確定申告をする人は、③④の写し(個人番号記載の住民票の場合は、原本)の提出が必要です。マイナンバーカードの場合は、両面の写しが必要です(④は不要)。
- ⑤ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
 - ⑥ 公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - ⑦ 事業所得(農業所得を含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しください。(作成できない場合は受付できません)
 - ⑧ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
 - ⑨ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
 - ⑩ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
 - ⑪ 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)

平成28年分申告から次の点が変わりました

- ◆次に該当する人は持ち物を確認してください
- ① 平成28年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月中旬に税務課が送付する「社会保険料確認書(申告用)」をお持ちください。
 - ② 医療費控除を申告する人は、平成28年中に支払った医療費の総額を必ず計算しておいでください。(文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります)
- また、健康保険や生命保険などで補てんされた保険金などがあれば、補てんされた金額がわかるものを必ずお持ちください。
- ※計算せずにお越しの場合は、ご自身で計算してからの受付になりますのでご注意ください。
- ◆平成28年分申告から次の点が変わりました
- ① 本人・被扶養者の個人番号記載が必要になりました。
 - ② 国外にいる親族を扶養する場合は、送金を証明するものが必要になりました。

受付は2月16日(木)～3月15日(水)

☎税務課 (☎65-6524)

平成29年度の市県民税の申告と、平成28年分の所得税の確定申告を受け付けます。申告受付相談は、本庁と北部振興局を主会場とします。各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。相談者が集中した場合には、受付時間内でも受付を終了させていただきますのでご了承ください。

なお、所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます。申告会場では、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご利用ください。

申告会場では、申告する所得や控除の有無などを所定の受付確認票に記入してもらい、記入ができた人から受付を行います。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要な人

- ◎サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
- ① 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
 - ② 2か所以上から給与を受けている人
 - ③ 平成28年中の給与収入が、2千万円を超える人
- ◎農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成28年中の所得の合計が各種控除の合計額より多い人
- ◎市県民税の申告が必要な人
- ◎平成29年1月1日に市内に居住し、平成28年中に所得があった人
- ◎国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要です)
- ◎遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人
- ※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

平成29年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。

